

神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第19号

神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立海づり公園条例施行規則（昭和51年4月規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入園の制限等)</p> <p>第2条 条例第6条第3項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 条例第5条第2項第1号に掲げる者が、神戸市立須磨海づり公園にあつては<u>290人</u>を、神戸市立平磯海づり公園にあつては700人を超えるとき。</p> <p>(2) 神戸市立海づり公園（以下「公園」という。）に入園する者のうち条例第5条第2項第1号に掲げる</p>	<p>(入園の制限等)</p> <p>第2条 条例第6条第3項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 条例第5条第2項第1号に掲げる者が、神戸市立須磨海づり公園にあつては<u>630人</u>を、神戸市立平磯海づり公園にあつては700人を超えるとき。</p> <p>(2) 神戸市立海づり公園（以下「公園」という。）に入園する者のうち条例第5条第2項第1号に掲げる</p>

者以外の者が、神戸市立須磨海づり公園にあつては350人を、神戸市立平磯海づり公園にあつては1,000人を超えるとき。

(3) [略]

(行為の禁止)

第3条 条例第8条第6号に規定する公園の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1)～(6) [略]

(7)、(8) [略]

(9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が公園の管理上支障があると認める行為

(開園時間)

第4条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公園の管理運営上特に必要があると認めるときは、同項に規定する開園時間を変更することができる

者以外の者が、神戸市立須磨海づり公園にあつては760人を、神戸市立平磯海づり公園にあつては1,000人を超えるとき。

(3) [略]

(行為の禁止)

第3条 条例第8条第6号に規定する公園の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1)～(6) [略]

(7) 釣り人1人につき4本以上の釣り糸を用いて行う釣り行為

(8) 釣り場を必要以上に広く占有して行う釣り行為

(9)、(10) [略]

(11) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)が公園の管理上支障があると認める行為

(開園時間)

第4条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、天候不順その他公園の管理運営上特に必要があると認めるときは、同項各号の開園時間を変更する

る。

(休園日)

第5条 条例第14条に規定する休園日は、次に掲げる日とする。

(1) [略]

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) [略]

2 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における公園の管理に関する業務)

2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第3条第9号、第4条第2項並びに第5条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

ことができる。

(休園日)

第5条 条例第14条に規定する休園日は、次に掲げる日とする。

(1) [略]

(2) 12月29日から翌年1月3日まで
(神戸市立平磯海づり公園に限る。)

(3) [略]

2 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における公園の管理に関する業務)

2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第3条第11号、第4条第2項並びに第5条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第3条第11号中「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第2項並びに第5条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。